

消防団協力事業所表示制度が スタートしました

消防団は、地域を火災等の災害から守る地域の消防防災リーダーとして重要な役割を担っています。しかし、年々、団員数は減少傾向にあり、活動する消防団員も常陸大宮市ではその約7割がサラリーマン団員となっていることから、地域防災力の低下が心配される状況となっています。

そこで本市では、消防団員の確保及び活動環境を整備するため「消防団協力事業所表示制度」を平成23年1月1日に開始し、事業所との新たな協力体制を構築して、地域防災力のさらなる維持・向上に努めます。

1 制度の概要

- (1) 消防協力事業所として認定された事業所には「消防団協力事業所表示証」を交付するとともに、市ホームページで事業所名を公表します。
- (2) 事業所は表示証を社屋等に掲示し、自社のホームページ等でも広く公表することが出来るため、社会貢献企業として信頼性の向上につながります。

2 消防団協力事業所の認定基準 (表示証交付基準)

消防関係法令に重大な違反がなく次のいずれかに該当している場合に認定されます。

- (1) 従業員が消防団に2人以上入団していること。
- (2) 従業員の就業時間中における消防団活動について積極的に配慮していること。

いること。

(入団人数は問いません)

- (3) 災害時に事業所の資機材等を積極的に消防団活動に提供するなど、協力が出来ること。
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、特に優良であると認められること。

(従業員に消防団員がいなくても構いません)

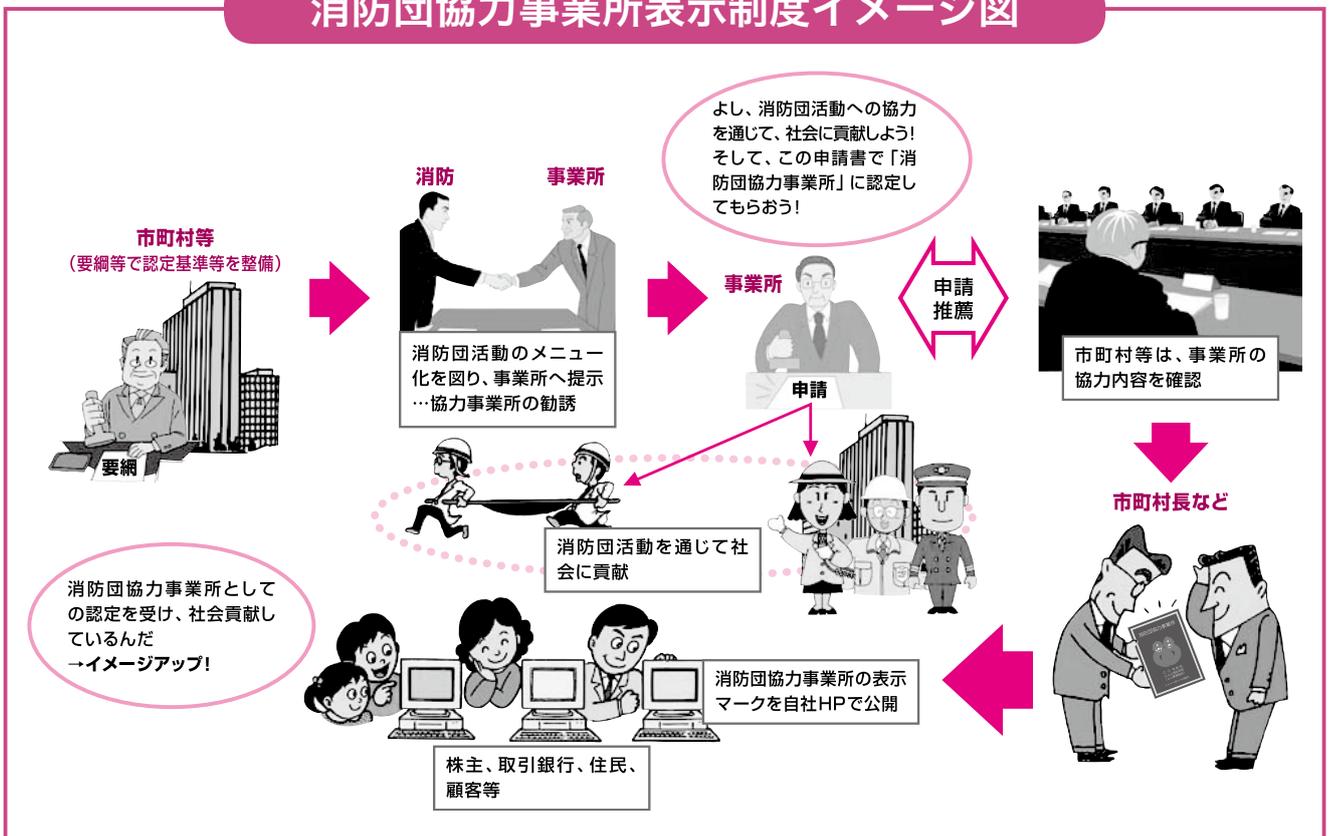
- (1) 会社案内・パンフレット等事業所の常務内容が分かる書類。
- (2) 消防団への協力内容が具体的に分かる書類。
- (3) その他審査に必要な書類。

3 申請の方法

本市消防団協力事業所表示証申請書に必要事項を記載し、以下の書類を添付したものを消防本部総務課地域消防グループへ提出してください。

- (1) 会社案内・パンフレット等事業所の常務内容が分かる書類。
- (2) 消防団への協力内容が具体的に分かる書類。
- (3) その他審査に必要な書類。

消防団協力事業所表示制度イメージ図



■問い合わせ先■ 市消防本部 総務課 地域消防グループ ☎53-1152